

新神戸地域ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 神戸地域のめざすべき将来像を示す新たな地域ビジョン（以下「新地域ビジョン」という。）を多様な主体の参画により策定するため、新神戸地域ビジョン検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会潮流、地域の課題や将来像に関する調査研究
- (2) 新地域ビジョンの策定
- (3) その他新地域ビジョンの策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、神戸県民センター長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員を指定して招集することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長が認めるときは、委員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 5 事故その他やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、会議の開催とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会には部会長を置く。
- 4 部会長は部会に属する委員の中から委員長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項から第4項を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、検討会及び部会の職務に従事するため旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務)

第9条 検討会の事務は、神戸県民センター県民交流室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
乾 美紀	兵庫県立大学環境人間学部教授
井上 哲	第10期神戸地域ビジョン委員長
岩佐 光一郎	神戸市自治会連絡協議会名誉会長
梅澤 章	神戸市企画調整局政策調査課長
児玉 充弘	JA兵庫六甲支店統括本部神戸地域統括統括本部長
関口 幸明	神戸商工会議所理事・事務局長
辻 幸志	NPO法人こうべユースネット理事長
徳永 恭子	株式会社神戸新聞社編集局次長
永吉 一郎	株式会社神戸デジタル・ラボ代表取締役
飛田 敦子	認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸事務局長
星 敦士	甲南大学文学部教授
宮定 章	認定NPO法人まち・コミュニケーション代表理事
森田 祐子	神戸市婦人団体協議会副会長
渡辺 元樹	一般財団法人神戸観光局観光部長

(五十音順)